

# 松原市立恵我南小学校

## 学校いじめ防止基本方針（概要）

平成26年2月28日

### 1. 基本方針

#### (1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。

全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「ちがいをありのままに受け止め、仲間とともに成長する力と態度を育てよう」を人権教育の基本方針の一つとし、

- ・多文化共生を含め、豊かな人権感覚を育むカリキュラムの実践
- ・児童の実態把握を基盤にした、いじめや不登校未然防止の取組

を実践的重点課題として、人権教育はもとより、いじめや不登校未然防止の取組に重点をおいて、以前より取り組んでいる。その結果、本校の児童は、互いの存在を認め合い、安心・安全な学校生活を過ごしている。また、児童会が中心となり子どもたち自らが「いじめ」は許さないというアピール活動を実施し、いじめ防止に向けた取組を進めている。恵我小児童会とも連携し「いじめ防止」に向けた両校の交流も行った。しかし、如何なる時にも対応できるよう、本校は学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服にむけて取り組み、いじめ防止対策推進法(平成25年法律71号。以下「法」という)第13条の規定に基づいて、いじめ防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「恵我南小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

#### (2) いじめの定義

推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、児童に対して、その児童が在籍する学校に在籍している児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2. いじめ防止等の対策のための組織（校内調査組織と兼ねることも可）

(1) 組織名 〔いじめ防止対策委員会〕と命名する。

(2) 構成員 校長、教頭、生活指導担当、養護教諭、児童会担当、各学年1名で、構成する生活集団づくり部が担う。

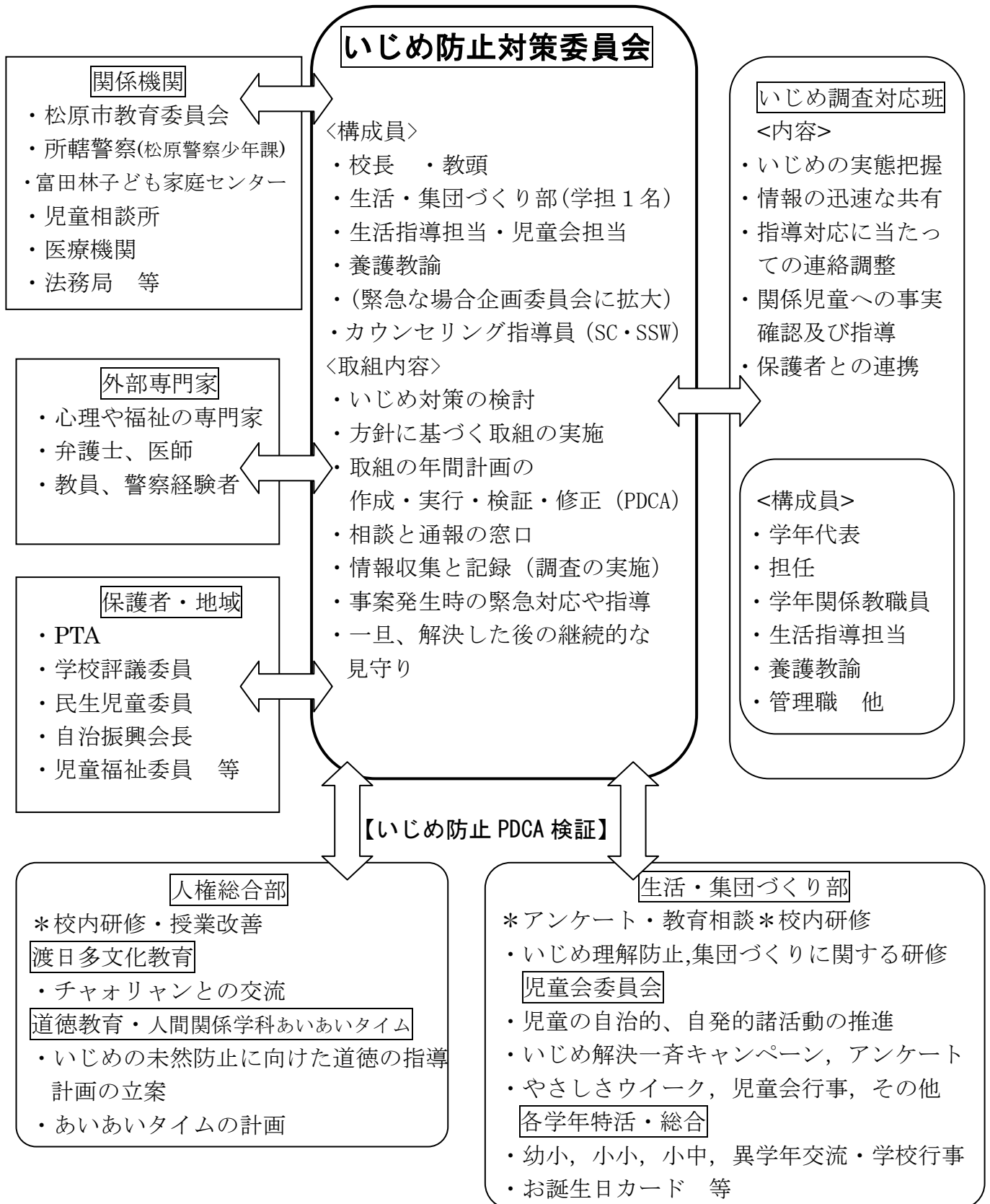
※必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加を求めることがある。

(3) 組織の役割

(4) いじめ防止についての把握・取組及び検証

(5) 恵我南小学校におけるいじめ防止等の対策のための組織図及び指導体制

〔法〕第22条に基づく組織



### 3. いじめ防止及びいじめ認知後の対応

- (1) いじめ防止に関する基本的な考え方
- (2) 未然防止のための取組み
- (3) 早期発見のための取組み

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。そして、教職員全体が積極的に情報交換を行い、情報を共有し、解消に向け、迅速に取り組む。

- ①基本的な対応
- ②緊急・重篤な事案への対応
- ③ネット上のいじめの対応

#### 【 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ 】

